

瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第22号

瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（認定の申請手続）</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p><u>受給資格者及びその者が監護する児童又はその者が養育する児童であって、条例第3条に定める支給要件に該当するもの（以下「対象児童」という。）の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>（認定の申請手続）</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>条例第3条に定める支給要件に該当する児童（以下「対象児童」という。）の戸籍謄本及びその者の属する世帯の全員の住民票の写し又は外国人登録済証明書</p> <p>— <u>認定を受けようとする者の属する世帯の全員の住民票の写し又は外国人登録済証明書</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。